⑥ 会社が保有する自己株式の数は、株式の種類ごとに注記すること。
⑦ 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」、「その他の投資その他の資産」又は「その他の繰延資産」に属する資産でその金額が総資産の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
⑧ ⑦は、負債の部の記載に準用する。
⑨ 新株式申込証拠金の科目には、申込期日経過後における新株式申込証拠金を記載すること。
⑩ 新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額は、注記すること。
⑪ 自己株式の科目は、控除する形式で記載すること。
⑫ 自己株式申込証拠金の科目には、申込期日経過後における申込証拠金を記載すること。
⑬ その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の科目には、資産につき時価を付すものとした場合における当該資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。）を記載すること。
⑭ 土地再評価差額金の科目は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第７条第２項に規定する再評価差額金を記載すること。
⑮ 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の財務諸表の作成に関する重要な会計方針変更がある場合には、その内容を注記すること。
⑯ 会計処理の原則又は手続を変更した場合においてはその内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を、表示方法を変更した場合においてはその内容を注記すること。
⑰ 決算日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記すること。
⑱ 記載要領において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記すること。
⑲ この面は、有価証券報告書をもって、これに代えることができるものとする。
⑳ 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、「自己株式」、「自己株式申込証拠金」及び「新株予約権」の記載を要しない。資本剰余金については、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。利益剰余金については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。